

○相模原市教職員懲戒処分の指針

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げた。

この指針は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する職員(以下「教職員」という。)を対象とする。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものであるが、標準例に掲げられている場合であっても、事案の内容によっては、免職の処分もあり得るところであり、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものである。

なお、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行った場合は、量定が加重されることとなる。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終りに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

傷病休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした教職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序びん乱

ア 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員は、停職又は減給とする。

イ 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、免職又は停職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 汚職

職権乱用、収賄等汚職の罪を犯した教職員は、免職又は停職とする。

(10) 競売等妨害

公の競売又は入札の公正を害すべき行為を行った教職員は、免職、停職又は減給とする。

(11) 兼業の承認等を得る手続のけ怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事すること、又は、教育公務員については、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(12) 公文書の不適正な取扱い

- ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。
- イ 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。
- ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(13) 児童生徒等以外に対するわいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント（相模原市職員の倫理及び服務に関する規程（昭和40年相模原市訓令第10号。以下「規程」という。）第26条に規定するセクシュアル・ハラスメントをいう。）（公務外も含むものとする。）

- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員は、免職又は停職とする。
- イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員は免職又は停職とする。
- ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(14) パワー・ハラスメント

- ア パワー・ハラスメント（規程第26条に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。
- ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

（注）(13)及び(14)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

(15) コンピュータの不正利用等

- ア 他人のパスワードを使用する等不正にネットワークにアクセスした教職員又はコンピュータを職務以外の目的で利用した教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- イ 故意にコンピュータ・システム又は情報資産を損壊等させた教職員は、免職、停職又は減給とする。

(16) 個人情報の不正利用等

- ア その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書等を収集した教職員は、減給又は戒告とする。
- イ 業務上知り得た個人情報を当該業務以外の目的で利用した教職員は、免職、停職又は減給とする。
- ウ 職務上収集した重要な個人情報を、相応の注意義務を怠って流出又は紛失した教職員は、減給又は戒告とする。

(17) 違法な政治的行為

地方公務員法第36条第1項若しくは第2項又は教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反する政治的行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

2 児童生徒等に対するわいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメント等

(1) 児童生徒性暴力等

児童生徒性暴力等（教職員による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条3参照）を行う、又はわいせつ行為に関する法律・条例等に違反する行為をした教職員は免職とする。

(2) 児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント【(1)に該当しない行為】

児童生徒等に対して、(1)以外のセクシュアル・ハラスメントをした教職員は免職、停職、減給又は戒告とする。

*「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒及び18歳未満の者をいう。

*わいせつ行為とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む）等をいう。

*セクシュアル・ハラスメントとは、児童生徒等の者を不快にさせる性的な言動等をいう。

＊法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「教育職員等による児童生徒性暴力等防止等に関する法律」「神奈川県青少年保護育成条例」、「神奈川県迷惑行為防止条例」及びこれらに類似する法令等をいい、刑事事件になることを要しない。

3 不適切な指導等

(1) 体罰

ア 児童生徒に重傷を負わせた、常習的に行っていた、又は、特に悪質な体罰を行った教職員は、免職、停職又は減給とする。

イ ア以外の行為をした教職員は、体罰の態様、児童生徒の怪我の状況等に応じて処分を決定する。

(2) 不適切な言動等（児童生徒の心を傷つける言動や児童生徒間のいじめの放置又は助長等の不適切な言動等）

ア 児童生徒の被害の程度が重い行為をした、常習的に行っていた、又は、特に悪質な不適切な言動等を行った教職員は、免職、停職又は減給とする。

イ ア以外の行為をした教職員は、不適切な言動等の態様、児童生徒の被害の状況等に応じて処分を決定する。

4 倫理関係

(1) 金銭、物品又は不動産の贈与

ア 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

イ 利害関係者から不動産の贈与を受けた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 金銭、物品又は不動産の貸付け

ア 利害関係者から金銭の貸付けを受けた教職員は、減給又は戒告とする。

イ 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けた教職員は、減給又は戒告とする。

ウ 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けた教職員は、停職又は減給とする。

(3) 役務の提供

利害関係者から無償で役務の提供を受けた教職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

(4) 未公開株式の譲り受け

利害関係者から未公開株式を譲り受けた教職員は、停職又は減給とする。

(5) 飲食、供応接待等

ア 利害関係者と共に飲食をした教職員は、戒告とする（供応接待を受ける場合を除く。）。

イ 利害関係者から供応接待を受けた教職員は、減給又は戒告とする（飲食物の提供に限る。）。

(6) 遊戯

ア 利害関係者と共に遊戯又はゴルフをした教職員は、戒告とする（遊戯又はゴルフの接待を受ける場合を除く。）。

イ 利害関係者から遊戯又はゴルフの接待を受けた教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 旅行

ア 利害関係者と共に旅行をした教職員は、戒告とする（旅行の接待を受ける場合を除く。）。

イ 利害関係者から国内旅行の接待を受けた教職員は、減給又は戒告とする。

ウ 利害関係者から海外旅行の接待を受けた教職員は、停職、減給又は戒告とする。

(8) つけ回し

利害関係者につけ回しをした教職員は、免職、停職又は減給とする。

(9) 講演等

倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて謝礼等を得て講演等をした教職員は、減給又は戒告とする。

(10) 利害関係者以外との行為

ア 利害関係者に該当しない事業者等から供応接待又は財産上の利益の供与を受けた教職員は、減給又は戒告とする。

イ 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをした教職員は、減給又は戒告とする。

5 公金等取扱い関係

(1) 横領

公金等を横領した教職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金等を窃取した教職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金等を交付させた教職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金等を紛失した教職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員は、戒告とする。

(6) 市有財産の損壊

故意に職場において市有財産を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 出火・爆発

過失により職場において出火、爆発を引き起こした教職員は、戒告とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員は、減給又は戒告とする。

(9) 公金等処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員は、減給又は戒告とする。

6 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした教職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した教職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物（公金等を除く。以下同じ。）を横領した教職員は、免職又停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した教職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした教職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした教職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員は免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員は、減給又は戒告とする。

(12) わいせつな行為等（児童生徒等に対するものを除く）

わいせつな行為をし、又は法律・条例等に違反する行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

* 法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「神奈川県迷惑行為防止条例」及びこれらに類似する法令等をいい、刑事事件になることを要しない。

(13) その他刑罰法規違反

刑罰法規に触れる罪を犯した教職員は、その罪の内容により免職、停職又は減給とする。

※刑罰法規とは、「軽犯罪法」「神奈川県迷惑行為防止条例」及びこれらに類似する法令等をいい、刑事事件になることを要しない。

7 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転での交通事故（人身事故を伴うもの）

酒酔い運転及び酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした教職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた教職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

(3) 交通法規違反

ア 飲酒運転をした教職員は、免職とする。この場合において特段の事情があると認められるときは、停職とすることができる。

イ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

ウ 飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた教職員は免職又は停職とする。

エ 飲酒運転であることを知りながらこれに同乗し、又は同乗しない場合であっても飲酒運転であることを知りながらそれを容認した教職員は、免職又は停職とする。

（注）処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

8 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

附 則

- 1 この指針は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 相模原市教職員懲戒処分の指針（平成２２年４月１日施行）は廃止する。

附 則

この指針は、平成３０年１２月１日から施行する。

附 則

この指針は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

この指針は、令和５年１１月１日から施行する。